

令和8年度 償却資産（固定資産税）申告の手引



償却資産の申告期限は

令和8年2月2日(月)

申告の際のお願い

- ◆ 郵送により申告する場合で、**償却資産申告書の控え（受付印押印済）の返送が必要な場合は、必ず切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。**
- ◆ 申告書を郵送で提出される場合は、手引の最後にある宛て先のラベルをご利用ください。
- ◆ 白紙の償却資産申告書・種類別明細書は小牧市ホームページよりダウンロードしてください（ページID：5240）。

<https://www.city.komaki.aichi.jp/admin/soshiki/soumu/shisanzei/3/5240.html>

償却資産についての問い合わせ・提出は

〒485-8650 小牧市堀の内三丁目1番地
小牧市役所 総務部 資産税課
 償却資産係（本庁舎2階5番窓口）
開庁時間 午前9時～午後4時
 代表電話（0568）72-2101 内線4120・4121
 直通電話（0568）76-1115

1. 償却資産の申告

(1) 申告していただく方

令和8年1月1日（賦課期日）現在、小牧市内に**償却資産**を所有している方。

<償却資産とは>

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は、減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含みます）をいいます（地方税法第341条第4号＜固定資産税に関する用語の意義＞）。

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月31日までに1月1日（賦課期日）現在における償却資産の所有状況について、必要な事項をその所在地の市町村長に申告する義務があります。

(2) 提出していただく書類

1. 償却資産申告書
2. 種類別明細書

新たに申告される方 令和8年1月1日に所有しているすべての資産を記載して提出してください。

前年度申告された方 令和7年1月2日から令和8年1月1日までの間に増加・減少があった資産を加除修正して提出してください。

前年の申告を電子申告で行った方については、小牧市から事前の書類の送付は行いません。引き続き電子申告のご利用をお願いします。

前年に郵送や窓口で紙の申告書を提出された方には、事前に申告書様式をお送りしますので、変更内容を書きえたものを提出してください。

なお、前年の課税標準額の合計が免税点（150万円）未満、かつ前年に紙の申告書を提出された方には、11月頃に照会はがき（往復はがき）をお送りします。内容をご確認の上、必要な場合は、はがきの返送をお願いします。

白紙の申告書のダウンロード及び、記入例について

ホームページに償却資産申告書と種類別明細書の様式及び、記入例を掲載しています。

- ▶ 償却資産申告書及び種類別明細書のダウンロードはこちら（小牧市HP、ページID: 5240）
<https://www.city.komaki.aichi.jp/admin/soshiki/soumu/shisanzei/3/5240.html>

(3) 提出方法

① 書類（紙）で提出される場合

小牧市役所資産税課へ持参、又は郵送でお願いします（用紙は折り曲げ可）。

償却資産申告書と種類別明細書をご提出ください。

郵送される方で控えに受付印を必要とされる場合

返信用封筒（切手貼付・宛名記入）を同封してください。

（受付印が不要な方は控え及び返信用封筒を同封していただく必要はありません。）

※独自の様式を利用して申告をされる方で、増加資産明細書、減少資産明細書を作成されて
いる場合は、申告書と併せて提出をお願いいたします。

② 電子申告（eLTAX）を利用される場合

電子申告を行う場合は、事前の手続きが必要となります。電子申告の利用方法については地方税共同機構へお問い合わせください。

地方税共同機構 ヘルプデスク 電話 0570-081459（つながらない場合 03-5521-0019）

ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>

2. 償却資産の範囲

(1) 償却資産の種類

課税の対象となる償却資産を、固定資産税上の資産の種類に分類すると次のようになります。

資産の種類		主な償却資産の内容
第1種	構築物 (建物附属設備を含む)	駐車場の舗装、屋上看板等の広告設備、門、塀、緑化施設、よう壁等 建物附属設備 1 建物の所有者が取り付けた建物附属設備のうち、受変電設備、中央監視制御装置、特定の生産又は業務用の設備等 2 テナントの方が賃借している家屋に施工した内装、造作、建築設備（これらを特定附帯設備といいます。）
第2種	機械及び装置	工作機械、印刷機械等の各種産業用機械、ブルドーザー・パワーショベル等の建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「0」、「00~09」、「000~099」、「00A~09Z」、「0A0~0Z9」及び「0AA~0ZZ」）、駐車場機械装置等
第3種	船舶	遊覧船、ボート、はしけ等
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター等
第5種	車両及び運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「9」、「90~99」、「900~999」、「90A~99Z」、「9A0~9Z9」及び「9AA~9ZZ」）及び農耕作業用の自動車で最高時速が毎時35km以上のもの並びに台車等。ただし、自動車税・軽自動車税の対象になる乗用車、トラック等は除きます。
第6種	工具、器具及び備品	事務机、事務椅子、陳列ケース、テレビ、パーソナルコンピュータ、プリンター、ルームエアコン、金庫、ゲーム機器等

※特定付帯設備の詳細は6ページ参照

(2) 申告の対象となる資産

固定資産税が課税される償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形固定資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

なお、次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- ① 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- ② 償却済資産（減価償却を終えた資産）
- ③ 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- ④ 未稼働資産（すでに完成しているが、未だ稼働していない資産）
- ⑤ 建設仮勘定で経理中の資産で令和8年1月1日にその全部又は一部を事業の用に供している資産
- ⑥ 資産の所有者が他の者に貸し付けて事業のために使用されている資産
- ⑦ 改良費（新たに資産を取得したものとみなす。本体とは別資産として申告が必要）
- ⑧ 中小企業者等の少額資産特例を適用して損金算入する資産
- ⑨ 決算期以後1月1日までの間に取得された資産でまだ固定資産勘定に計上されていない資産

(3) 申告の必要のないもの

- ① 家屋として固定資産税の対象となるもの（5ページ参照）
- ② 自動車税、軽自動車税の対象となるもの
- ③ 無形減価償却資産（例：特許権、営業権、ソフトウェア）
- ④ 耐用年数1年未満の資産
- ⑤ 取得価格が10万円未満の資産で、法人税法等の規定により一時に損金算入されたもの
- ⑥ 取得価格が20万円未満の資産で、法人税法等の規定により3年間で一括して均等償却するもの

※ ⑤⑥の場合であっても、個別の資産ごとの耐用年数により通常の減価償却を行っているものは課税の対象となります。

〈参考〉 取得価額による国税と固定資産税の取扱いの違い

	取得価額	国税の取扱い	固定資産税（償却資産）の取扱い
個人の場合	10万円未満	必要経費	申告対象外
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
	20万円以上	減価償却	申告対象
法人の場合	10万円未満	損金一括算入	申告対象外
		3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
	20万円以上	減価償却	申告対象

3. 固定資産税における家屋と償却資産について

固定資産税における家屋とは、「耐久性のある屋根及び周壁又はこれに類するものにより外界から遮断された一定空間を有し、土地に定着した建造物であって、その目的とする用途に供し得る状態にあるもの」をいいます。

したがって、税務会計上、建物及び建物附属設備として区分され得るものであっても、固定資産上、構築物などに該当する場合があります。主なものを例示しますと次のとおりです。

設備の種類	分類	償却資産とする主なもの	家屋に含める主なもの
電気設備	動力配線設備	特定の生産又は業務用 の動力配線設備一式 ※通常の家屋に設置される動力配線設備は家屋評価に含まれますが、生産、加工のために必要とされる設備は償却資産として取り扱います	動力配線設備一式 動力分電盤、動力操作盤、手元開閉器 金属ダクト、配線、ブルボックス
	幹線設備	高圧幹線設備一式	低圧幹線設備一式 (配電盤から分電盤等までの配線・配管)
	電力引込工事	設備一式	
	中央監視装置	装置一式 監視盤・センサー、配管・配線	
	受変電設備	受変電設備一式 受電盤、計器類、保護装置、変圧器、 フィーダ盤、蓄電器、配電盤、配線・配管	
	電話設備	電話機 交換機 電源装置 蓄電池、充電器 携帯電話・PHS用アンテナ設備	電話配線設備 端子盤、配管・配線、ブルボックス、ボックス類 ケーブルラック
	予備電源設備	発電機設備一式 蓄電池設備一式 無停電電源設備 (UPS)	
	太陽光発電設備	発電設備一式 パワーコンディショナー、保護回路、配線・配管、架台	屋根材一体型ソーラーパネル
	電灯設備	屋外の照明設備 避難口誘導灯、投光器、スポットライト	電灯コンセント配線設備 屋内の照明設備
	LAN設備	設備一式 LANボード、サーバー、ハブ・ルーター、ケーブル	
衛生設備	給水設備	水道引込設備（水道メーターから外側の水道本管等） 特定の生産又は業務用 の給水設備 工業用水、地下水の給水設備など生産、加工に必要とされる 設備は屋内であっても償却資産として取り扱います 水質改良等のための機器類 給水塔 その他屋外の給水設備（洗車用等）	屋内の給水設備 配管、高架水槽、バルブ、ポンプ、ボールタップ カラン（水栓）、受水槽・受水タンク
	排水設備	屋外の排水設備 特定の生産又は業務用 の排水設備 工業用水、地下水の排水設備など生産、加工に必要とされる 設備は屋内であっても償却資産として取り扱います	屋内の排水設備 配管、バルブ、ポンプ
	衛生器具設備	化粧鏡・姿見、ハンドドライヤー、ペーパーシート	便器、ユニットバス、システムキッチン、洗面化粧台
	ガス設備	屋外の供給本管（ガスメーターから外側の配管）	配管、バルブ、ガスカラン
	空調設備	ルームエアコン（ウインド型、壁掛型） 特定の生産又は業務用 の空調設備	中央式空調設備 冷凍機、冷却塔、ボイラー、オイルタンク 個別空調設備 マルチユニット機器、パッケージ機器、全熱交換器
防災設備	火災報知設備	屋外の装置（配線を含む）	火災報知設備
	消火設備	消火器、ホース、ノズル、屋外の消火栓設備	消火栓設備（消火ポンプ、配管、バルブ） ドレンチャー設備、スプリンクラー設備、不活性ガス消火設備
運搬設備	昇降設備	リフト（工場用）	エレベーター エスカレーター 小荷物専用昇降機
	垂直搬送設備	設備一式	
	製品搬送設備	工場用ベルトコンベア設備 ループシステム設備	事務用ベルトコンベア装置
その他の設備	既製間仕切 パーテーション	簡易な可動間仕切（取付支柱等が天井までないもの） 衝立	可動間仕切（取付支柱等が天井まであるもの） スライディングウォール
	厨房設備	事業用の厨房設備（飲食店、社員食堂等） 機器一式（製氷機、食器洗浄機、調理器具）	システムキッチン
	駐車場設備	駐車料金自動収納装置一式 カーゲート 車止め カーブミラー	自走式駐車場（鉄筋コンクリート造等の建造物）

4. 固定資産税の分離課税の適用を受ける家屋に入居されたテナントの方

賃貸ビルなどを借り受けて事業される方（テナント）が、自分の費用で内装等（床、壁、天井の仕上げ、外装、造作等）をそのビル等に施した場合、その内装等は家屋本体の評価から分離してテナント所有の償却資産として扱い（固定資産税の分離課税の適用）、テナントの方に課税させていただきますので、償却資産として申告してください。

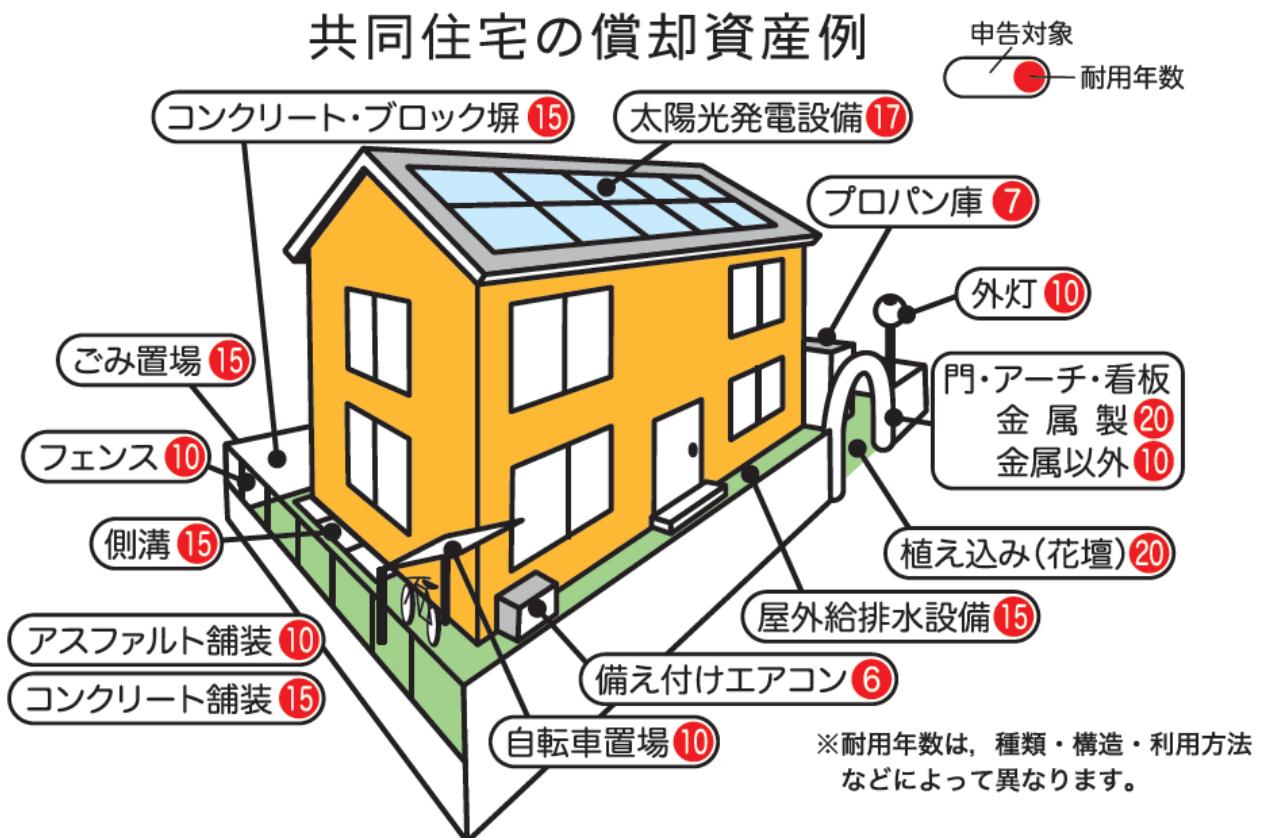
この場合、次のことにご注意ください。

- (1) テナントの方は内装等の資産を他の一般の資産と併せて申告してください。
- (2) 内装等の耐用年数については、法人税又は所得税の申告で用いるものと同じ耐用年数で申告してください。

5. 賃貸用アパート、賃貸用家屋を所有している方

賃貸用のアパート・貸店舗・駐車場等を所有されている方は、土地・家屋の固定資産税とは別に償却資産に固定資産税がかかります（毎年1月31日までに償却資産の申告を行う義務があります）。

不動産賃貸業における主な償却資産は下記のとおりです。



※屋根材一体型ソーラーパネルは償却資産の対象外（家屋評価に含む）。

6. 評価額の計算

申告していただいた資産について、資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基礎にして評価額を計算します。ただし、評価額の最低限度は取得価額の5%で、それ以下には減価しません。

(1) 耐用年数は資産ごとに決まっています。その耐用年数に応じて、減価残存率が適用されます。

(10ページ、11ページ参照)

(2) 前年中（令和7年中）に取得した資産の評価額

評価額 = 取得価額 × 「前年中取得」の減価残存率

(3) 前年前（令和6年以前）に取得した資産の評価額

評価額 = 前年度評価額 × 「前年前取得」の減価残存率

【例】取得価額 30万円のネオンサイン（耐用年数3年）を購入した場合

減価残存率は1年目のみ0.732を、2年目以降は0.464を適用します。

取得価格	300,000円
1年目評価額	219,600円 (300,000円 × 0.732=219,600円)
2年目評価額	101,894円 (219,600円 × 0.464=101,894円)
3年目評価額	47,278円 (101,894円 × 0.464= 47,278円)
4年目評価額	21,936円 (47,278円 × 0.464= 21,936円)
5年目評価額	15,000円 (21,936円 × 0.464= 10,178円)

(注) 取得価額の5% = 15,000円を最低限度とします。

(注) このように評価額は、耐用年数（この例では3年）を過ぎても取得価額の5%に相当する額に到達するまでの間は、減価していきます。

なお、平成19年以前に取得された資産のうち、平成20年度税制改正で耐用年数の改正が適用された資産については、平成20年度までは改正前の耐用年数で減価し、平成21年度より新耐用年数で減価を継続していきます。平成25年度改正の廃棄物処理用の自走式作業用機械設備についても同様です。

7. 課税標準額

賦課期日（1月1日）現在における各資産の評価額が課税標準額です。ただし、特例が適用される資産がある場合は、評価額から軽減額を差し引いたものが課税標準額となります。

8. 非課税の適用を受ける資産

地方税法第348条の規定に該当する資産については、固定資産税が課税されません。これらの資産を取得した場合は、種類別明細書の右端の摘要欄にその適用条項を記載し、「固定資産税・都市計画税非課税申告書」（小牧市作成）に非課税の事業を証明する書類を添付して申告してください。

9. 課税標準の特例

地方税法第349条の3及び法附則第15条等の規定に該当する資産については、税負担の軽減をはかるため一定の要件のもとに課税標準の特例が適用されます。これらの資産を所有されている場合は、種類別明細書の右端の摘要欄にその適用条項を記載し、「固定資産税課税標準特例適用申告書」(小牧市用)を提出してください。なお、新規取得時には特例適用の事実を証明する書類も添付してください。

- ▶ 特例対象資産の詳細及び、固定資産税課税標準特例適用申告書ダウンロードはこちら

(小牧市HP、ページID：5240)

<https://www.city.komaki.aichi.jp/admin/soshiki/soumu/shisanzei/3/5240.html>

- ▶ 先端設備特例用の固定資産税特例適用申告書のダウンロードはこちら

(小牧市HP、ページID：41533)

<https://www.city.komaki.aichi.jp/admin/soshiki/soumu/shisanzei/41533.html>

中小企業者が中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に基づき新たに取得した一定の設備に対する特例について、令和7年4月1日以降に取得した資産について適用される特例期間、特例率は下記のとおりです（令和7年3月31日以前に取得した場合と異なります）。

(1) 対象設備について（令和7年4月1日以降に取得した設備）

雇用者給与支給額を1.5%以上とする賃上げ方針を従業員に表明（賃上げ表明）したことを位置づけた先端設備等導入計画に従い取得する設備であり、かつ認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率5%以上の投資計画に記載された設備、かつ、下記の最低取得価格以上のもの

① 機械装置	160万円以上
② 測定工具及び検査工具	30万円以上
③ 器具備品	30万円以上
④ 建物附属設備	60万円以上（※家屋と一体で課税されるものは対象外）

(2) 取得時期及び賃上げ方針による特例率及び特例期間について

根拠規定		特例対象資産		賃上げ 方針表明	特例率	特例 適用期間	固定資産税課税標準額特例適用申告書の 提出時に必要な添付書類
条	項	資産	取得時期他				
旧地方税法附則 第15条	第44項 (R7.3.31まで)	中小企業者が、中小企業等 経営強化法に規定する 認定先端設備等導入計画 に従って取得した先端設備	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで	なし	1/2	3年間	①先端設備等導入計画（写） ②先端設備等導入計画に係る認定書（写） ③認定経営革新等支援機関による事前確認書（写） ④認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に 関する確認書（写） ⑤従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面（写）
			令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	あり	1/3	4年間	【リースの場合、⑥・⑦も併せて必要】 ⑥リース契約書（写） ⑦固定資産税軽減計算書
			令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで	1.5%以上の 賃上げ	1/2	3年間	※令和7年3月31日以前の取得で、賃上げ方針を 伴わない計画を申請した場合、⑤は不要
地方税法附則 第15条	第43項 (R7.4.1から)			3.0%以上の 賃上げ	1/4	5年間	

10. 税額の算出

課税標準額に基づき、税額を算出します。



※課税標準額の合計が 150 万円に満たない場合は、償却資産に対する固定資産税は課税されません。

ただし、申告は必要です。

※土地・家屋を所有している方は、合計した税額となります。

11. 納期

納期は、1期（4月）、2期（7月）、3期（12月）、4期（翌年2月）の4回です。

12. 課税台帳の閲覧

申告及び調査に基づいて決定した新年度の価格等は、4月1日（市長が公示した日）から、資産税課で固定資産課税台帳の閲覧を行います。

13. 償却資産の調査

申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第408条に基づき、実地調査をさせていただきます。調査へのご協力をお願いします。また、調査に伴って現年度だけでなく過年度についても遡って課税しますので、ご承知おきください。

14. 申告されない場合または、虚偽の申告をされた場合

償却資産の所有者は、賦課期日の毎年1月1日現在における償却資産について1月31日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない（地方税法第383条）とされ、もし、偽りその他不正の行為によって固定資産税を免れた者や、正当な事由がなくて申告を行わなかった場合には、懲役及び過料が科されることがあります。

また、地方税法第408条に基づく実地調査を行った結果、申告もれが発覚した場合は、追徴課税に加えて延滞金が徴収されることがあります。

(参考)

償却資産とその耐用年数

(抜粋)

資産の種類	細　　目	耐用 年数	細　　目	耐用 年数	細　　目	耐用 年数
1 構築物及び建物附属設備	ピューマルス路面	3	打込み井戸	10	広告用のもの	20
	アスファルト舗装	10	工場緑化施設	7	金属造その他	10
	コンクリート路面・砂利道	15	庭園	20	農業用ハウス	14
	金属製へい	10	仮設建物	7	鉄骨造	8
	ブロックへい	15	街路灯	10	ビニールハウス	
	可動間仕切り	3	電気設備	6	アーケード・日よけ設備	15
	簡易なもの	15	蓄電池電源設備	15	22kW以下のもの	13
	その他のもの		その他のもの		その他のもの	15
	屋外給排水設備	15	屋外消火栓	8		
	店内簡易設備	3				
2 機械及び装置	食料品製造業用設備	10	化学工業用設備		電子部品・デバイス又は電子回路製造業用設備	
	織維工業用設備		臭素、よう素又は塩素、臭素	5	光ディスク製造設備	6
	炭素織維製造設備		若しくはよう素化合物製造設備		プリント配線基板製造設備	6
	黒鉛化炉	3	塩化りん製造設備	4	フラットパネルディスプレイ、	
	その他の設備	7	活性炭製造設備	5	半導体集積回路又は	5
	その他の設備	7	ゼラチン又はにかわ製造設備	5	半導体素子製造設備	
	木材又は木製品製造業用設備	8	半導体用フォトレジスト	5	その他の設備	8
	印刷業又は印刷関連業用設備		製造設備			
	デジタル印刷システム設備	4	フラットパネル用カラー		道路貨物運送業用設備	12
	製本業用設備	7	フィルター、偏光板又は		運輸に附帯するサービス業用	10
	新聞業用設備		偏光板用フィルム製造設備		設備	
	モノタイプ、写真又は通信設備	3	その他の設備	8	飲食料品小売業用設備	9
	その他の設備	10	生産用機械器具製造業用設備		その他の小売業用設備	
	その他の設備	10	金属加工機械製造設備	9	ガソリン又は液化石油ガス	8
	プラスチック製品製造業用設備	8	その他の設備	12	スタンド設備	
	ゴム製品製造業用設備	9	業務用機械器具製造業用設備	7	その他の設備	
	金属製品製造業用設備		電気機械器具製造業用設備	7	主として金属製のもの	17
	金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネーム		情報通信機械器具製造業用設備	8	その他のもの	8
	プレート製造業用設備		輸送用機械器具製造業用設備	9	宿泊業用設備	10
	その他の設備	10	農業用設備	7	飲食店用設備	8
	はん用機械器具製造業用設備	12	林業用設備	5	洗濯業、理容業、美容業又は	13
3 船　　舶	モーターボート	4	自動車整備業用設備	15	浴場業用設備	
5 車両及び運搬具	フォークリフト	4	太陽光発電設備	17		
	※償却資産の対象は大型のみ					
6 工具、器具及び備品	金型	2	切削工具	2	治具・取付工具	3
	測定又は検査工具	5				
	事務机・椅子	15	複写機(コピー機)・ファクシミリ・レジスター・タイムレコーダー等	5	広告器具	10
	キャビネット	8			金属製その他	5
	応接セット	5	電子計算機	4	手さげ金庫	5
	接客業用	8	パソコン	5	その他	20
	その他		その他			
	陳列棚・冷凍・冷蔵機付	6	インターホン・放送用設備	6	理・美容機器	5
	ケース	8	電話設備	6	移動式・救急医療用	4
	その他		デジタルボタン交換設備	10	レントゲン	6
	テレビ・ステレオ等音響機器	5	通信機器	その他	その他	
	冷暖房用機器(ルームクーラー等)	6	試験・測定機器	5	歯科診療用ユニット	7
	電気冷蔵庫・洗濯機・その他	6	カメラ・映写機・望遠鏡	5	自動販売機・両替機	5
	電気・ガス機器		写真製作機器	8	簡易焼却炉	5
	カーテン・寝具等織維製品	3	看板・ネオンサイン	3		

なお、この償却資産の範囲は、法人税確定申告書別表16(一)、(二)〈減価償却額の計算〉または所得税確定申告の減価償却費の計算欄に記入された資産から、固定資産税が課税される家屋、自動車税及び軽自動車税が課税される自動車等を除いたものにおおむね一致します。

減 価 残 存 率 表

耐用 年数	減 価 残 存 率		耐用 年数	減 価 残 存 率	
	前年中取得のもの	前年前取得のもの		前年中取得のもの	前年前取得のもの
2	0.658	0.316	26	0.957	0.915
3	0.732	0.464	27	0.959	0.918
4	0.781	0.562	28	0.960	0.921
5	0.815	0.631	29	0.962	0.924
6	0.840	0.681	30	0.963	0.926
7	0.860	0.720	31	0.964	0.928
8	0.875	0.750	32	0.965	0.931
9	0.887	0.774	33	0.966	0.933
10	0.897	0.794	34	0.967	0.934
11	0.905	0.811	35	0.968	0.936
12	0.912	0.825	36	0.969	0.938
13	0.919	0.838	37	0.970	0.940
14	0.924	0.848	38	0.970	0.941
15	0.929	0.858	39	0.971	0.943
16	0.933	0.866	40	0.972	0.944
17	0.936	0.873	41	0.972	0.945
18	0.940	0.880	42	0.973	0.947
19	0.943	0.886	43	0.974	0.948
20	0.945	0.891	44	0.974	0.949
21	0.948	0.896	45	0.975	0.950
22	0.950	0.901	46	0.975	0.951
23	0.952	0.905	47	0.976	0.952
24	0.954	0.908	48	0.976	0.953
25	0.956	0.912	49	0.977	0.954
			50	0.977	0.955

※ 減価残存率の前年中取得のものは $(1 - \frac{\text{減価率}}{2})$ より算出した率です。

減価残存率の前年前取得のものは $(1 - \text{減価率})$ より算出した率です。

償却資産申告書の記載例

3. 事業種目 事業種目を具体的に記載してください。法人の場合は、資本金又は出資金等の額を記載してください。

4. 事業開始年月 個人の場合は事業を開始した年月を、法人の場合は設立年月を記載してください。

5. この申告に応答する者の係及び氏名 この申告内容に直接応答できる方の係名、氏名及び電話番号を記載してください。

6. 税理士等の氏名 経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。

受付印 (あて先) 小牧市長 小牧市堀の内三丁目1番地 (電話 0568-72-2101) 小牧株式会社 小牧太郎 (戸号)	令和8年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳) 受付 様式 個人番号 選は選択番号 有無 第二十六号様式提出用印																																				
<p>1. 住所 2. 氏名 印字されている住所・氏名が誤っている場合は訂正してください。 電話番号を記載してください。 戸号があれば記載してください。</p> <p>3. 事業種目 鉄工所 (資本金等の額) (3 省略)</p> <p>4. 事業開始年月 S45年7月</p> <p>5. この申告に応答する者の係及び氏名 小牧花子 (電話 72-2101) 小牧二郎 (電話 76-1115)</p> <p>6. 税理士等の氏名</p>																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">資産の種類</th> </tr> <tr> <th>前年中に取得したもの</th> <th>前年中に減少したもの</th> <th>前年に取扱したもの</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 建物</td> <td>2300000</td> <td>300000</td> <td>430000</td> </tr> <tr> <td>2. 機械及び 装置</td> <td>36350000</td> <td>1230000</td> <td>37320000</td> </tr> <tr> <td>3. 船舶</td> <td>36350000</td> <td>1230000</td> <td>37320000</td> </tr> <tr> <td>4. 車両</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 事務及び 運搬具</td> <td></td> <td></td> <td>4290000</td> </tr> <tr> <td>6. 工具、器具 及び備品</td> <td>2550000</td> <td>185000</td> <td>715000</td> </tr> <tr> <td>7. 合計</td> <td>41200000</td> <td>1715000</td> <td>7635000</td> </tr> </tbody> </table> <p>7. 傷却耐用年数の承認 有・無 8. 増加償却の届出 有・無 9. 未課税該当資産 有・無 10. 課税標準の特例 有・無 11. 特別償却及び減税概算 有・無 12. 後藤会計士の履歴方法 有・無 13. 青色申告 有・無</p>		資産の種類				前年中に取得したもの	前年中に減少したもの	前年に取扱したもの	計	1. 建物	2300000	300000	430000	2. 機械及び 装置	36350000	1230000	37320000	3. 船舶	36350000	1230000	37320000	4. 車両				5. 事務及び 運搬具			4290000	6. 工具、器具 及び備品	2550000	185000	715000	7. 合計	41200000	1715000	7635000
資産の種類																																					
前年中に取得したもの	前年中に減少したもの	前年に取扱したもの	計																																		
1. 建物	2300000	300000	430000																																		
2. 機械及び 装置	36350000	1230000	37320000																																		
3. 船舶	36350000	1230000	37320000																																		
4. 車両																																					
5. 事務及び 運搬具			4290000																																		
6. 工具、器具 及び備品	2550000	185000	715000																																		
7. 合計	41200000	1715000	7635000																																		
<p>14. 市(区)町村内における事業所 小牧市堀の内三丁目1番地 (1) (2) (3) 等資産の所在地</p> <p>15. 借用資産 (貸主の名前等) 小牧リース株式会社 小牧市元町三丁目4番地 (4)・無</p> <p>16. 事業用家屋の所有区分 (自己所有・借家)</p> <p>17. 備考 記載する必要はありません。 ただし、電算処理により全資産申告をされる場合は記載してください。</p>																																					

取得価額

(イ) 「前年前に取得したもの」
 令和7年1月1日以前に取得した資産の取得価額の合計を記載してください。

(ロ) 「前年中に減少したもの」
 令和7年1月2日から令和8年1月1日までの間に減少した資産の取得価額の合計を記載してください。

(ハ) 「前年中に取得したもの」
 令和7年1月2日から令和8年1月1日までの間に取得した資産の取得価額を記載してください。

7~13 該当する方を○で囲んでください。

7. 短縮耐用年数 国税局長の承認を受け耐用年数の短縮を行っている資産。「有」の場合、「耐用年数の短縮承認通知書」の写しを添付。

8. 増加償却 税務署長に増加償却の届出を行っている資産。「有」の場合、「増加償却届出書」の写しを添付。

9. 非課税該当資産 地方税法第348条に該当する資産。「有」の場合、「固定資産税・都市計画税非課税申告書」を非課税事由の証明となる添付資料とともに提出。なお、該当資産の価額等はこの申告に含めないこと。

10. 課税標準の特例 地方税法第349条の3及び法附則第15条等の規定に該当する資産。「有」の場合、「固定資産税課税標準特例適用申告書」を提出し、種類別明細書の摘要欄に対象資産である旨を記載。

14. 資産の所在地 資産所在地を記載

15. 借用資産 借用資産の有無について該当する方を○で囲み、「有」の場合、貸主の住所、名称等を記載。

16. 事業用家屋の所有区分

該当する方を○で囲む。

17. 備考

該当する項目を○で囲む。また、次のような事項に当てはまる場合は、この欄に記入してください。

①前年中に所有者(個人)が死亡し、資産を相続した場合 → 全所有者の死亡日及び、相続人の氏名を記入

②前年中に法人の合併等で所有者の変更があった場合 → 旧所有者の名称・住所を記入

③翌年以降、申告書の送付を希望しない場合 → 「来年度以降、申告書送付不要」と記入

④その他、この申告に必要な事項及び、償却資産の評価について参考となる事項がある場合 → 詳細を記入

*登記上の所在地と異なるところ(個人の場合は住民票上の住所)への納税通知書の送付を希望される場合は、

別途「納税通知書等送付先届出書」の提出が必要です。

種類別明細書（増加資産・全資産用）の記載例

資産の名称等

資産の追加・修正の際は、資産の名称及び規格等を漢字、ひらがな、カタカナ、数字又はアルファベットで記載してください。
また、各資産の種類の間は1行あけて記載してください。

【留意事項】

前年度申告された場合

→ 前年までの資産が印字されています。下記の記載例にない記載してください。

新たに申告される場合

→ 令和8年1月1日現在に所有しているすべての資産を下記の記載例にない記載してください。

※独自の様式で申告される場合

→ 増加資産明細書、減少資産明細書を作成されている場合は提出をお願いいたします。

資産コード
記載する必要はありません。

所有者コード
記載する必要はありません。

令和8年度

資産の種類
数字で記載してください。
1 構築物
2 機械及び装置
3 船舶
4 航空機
5 車両及び運搬具
6 工具、器具及び備品

資産が減少した場合
明細書に印字のされている該当の資産を二重線で抹消してください。
(注)行番号、資産の種類、資産コードは消さないでください。

資産の項目を修正する場合
明細書に印字のされている資産の修正すべき箇所を二重線で抹消し、その上に修正後のデータを記載してください。
※印字されている一行の資産の一部が減少した場合は、数量と取得価額を二重線で抹消し、残った数量と取得価額をその上に記入してください。

資産が増加した場合
明細書の余白に印字の例にない記載してください。

取得年月
資産を実際に取得した年月を記載してください。
年号は数字で記載してください。
3 昭和 4 平成
5 令和

数量
資産の数量を記載してください。

取得価額
資産の取得価額を記載してください。
資産の取得に要した荷造費、輸送費、据付費、運送保険料などの附帯費があればこれらも含めて記載してください。
また、圧縮記帳の制度は、認められませんので、圧縮額を含めてください。

耐用年数
耐用年数表による耐用年数を記載してください。
なお、中古資産で見積耐用年数を適用している資産はその耐用年数。
短縮耐用年数による場合は、国税局長の承認通知書の写しを添付してください。

所有者名
氏名又は名称を記載してください。
また、ページ数も記載してください。

種類別明細書（増加資産・全資産用）

行番号	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年号 年 月	取得価額	耐用年数 年数	課税標準 割合	課税標準平額	摘要	所有者名
01	1 100001	アスファルトホゾウ	1 4	7 1 0	1075200 1.0					1 小牧株式会社
02	2 200001	ジムヨウキセイゾウツビ	1 4	7 1 0	1000000 7					
03	2 200002	ブルドーザー	1 4	2 4 1 0	12000000 4.4					
04	6 600001	エクレーカウントラー	1 4	7 1 0	245000 8					
05	6 600002	カバウメコミソウゴウアンナイパン	1 4	7 1 0	275000 1.0					
06	6 600003	ボトルダナ	2 4	7 1 0	448000 1.8					
07	6 600004	ショコラトドロナ	2 4	7 1 0	546000 1.8					
08	6 600005	ニダンカウンター	2 4	7 1 0	301000 1.0					
09					=602000 1.0					
10	1	コンクリート織機	1 5	7 3	350000 1.5					
11										
12	2	集塵機	1 4	1 6 2	500000 7					
13	2	高圧洗浄機	1 5	7 1 0	1850000 4					
14										
15	6	複写機	1 5	6 3	400000 5					
16	6	ルームクリーブー	1 5	7 1 0	500000 6					
17										
18										
		合計	1 4		19245200 +602000					

価額・課税標準額
記載する必要はありません。
ただし、電算処理により全資産申告をされる場合には記載してください。

摘要
以下のような場合には摘要欄にその旨記載してください。

- 特例・非課税・増加償却・短縮耐用年数等の特殊な資産
- 転入資産とその年月
- 転出・除去資産とその年月
- 中古資産である場合
- 申告もれ資産
- 旧耐用年数
- その他参考となる事項

(旧耐用年数について)
平成20年度・25年度税制改正により耐用年数が変更となった資産については、摘要欄に旧耐用年数を記載してください。

[例] 平成20年度旧耐用年数12年→2012
平成20年度旧耐用年数 7年→2007

平成25年度旧耐用年数17年→2517
※以前に旧耐用年数を申告された方は印字されています。

償却資産申告のチェックリスト

**申告書の提出前に以下について確認の上、
早めの提出にご協力をお願いします。**



【償却資産申告書】

以下の項目について、記入漏れはありませんか？

- 住所（又は納税通知書送付先）、氏名
 - 事業開始年月
 - 申告に応答する者の係及び氏名、連絡先
 - 税理士等の氏名、連絡先（税理士等に経理を委託されている場合）
 - 小牧市内における事業所等資産の所在地
 - 借用資産の有無（「有」の場合は貸主の名称等を記入）
 - 事業所用家屋の所有区分
 - 備考（必要な場合のみ）
 - 前年中の資産の増減
 - 取得価額

【種類別明細書】

以下の項目について、記入漏れはありませんか？

- 資産種類、資産名称等、数量、取得年月、取得価額、耐用年数
 - 取得資産の増加事由欄（該当する数字に○）
 - 摘要（「〇年〇月相続」「〇年〇月△△市より転入」など）

【添付書類】

以下の資産をお持ちの場合は、同時に必要書類の提出をお願いします。

【その他】

- 郵送での申告で申告書控えの返送を希望される場合は、控えの申告書及び返信用封筒（切手貼付・宛名記入）を同封されていますか？

4 8 5 - 8 6 5 0

小牧市役所 総務部

資産税課 償却資産係 行

償却資産申告書在中